

平成22年5月31日

福島刑務所

所長 佐藤 洋 殿

福島県弁護士会

会 長 高 橋 金 一

勸告書

当会は、申立人●●●●氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勸告致します。

記

第1 勸告の趣旨

申立人が、当会所属〇〇〇〇〇弁護士に対して、貴所の申立人に対する措置・処遇に関する相談の信書(平成20年1月23日付)を送付しようとしたところ、当該信書を規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否かを判断する目的で検査を実施したことは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)127条2項の「必要な限度」を超えるものであり、申立人の信書の秘密を侵害する不当な処置である。

したがって、当会は、貴所に対し、受刑者が自己の受けた処遇に関し職務を遂行する弁護士との間で発受する信書について行われる検査が、法127条2項3号信書に該当することを確認する限度で行われるものであり、規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否かはその目的に含まれない旨、職員に周知し、検査の態様もそれに沿う形で実施するよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 申立の趣旨

申立人が、当会所属〇〇〇〇〇弁護士に対して、平成20年1月23日付の信書にて、貴所の申立人に対する措置・処遇に関して相談の信書を送付しよう

としたところ、貴所が同信書の内容を検査したことは人権侵害にあたる。

2 調査の経過

- (1) 平成20年1月31日 事件受付
- (2) 平成20年2月21日 予備審査担当委員決定
- (3) 平成20年2月25日 申立人に対する照会書送付
- (4) 平成20年3月6日 上記照会に対する回答受理
- (5) 平成20年3月26日 本調査開始
- (6) 平成20年7月28日 刑務所に対する照会書送付
- (7) 平成21年1月5日 刑務所からの回答書受理
- (8) 平成21年3月26日 刑務所に対する再照会書送付
- (9) 平成21年6月17日 刑務所からの回答書受理
- (10) 平成21年12月2日 刑務所に対する再々照会書送付
- (11) 平成21年12月24日 刑務所からの回答書受理

3 認定した事実

当会からの調査依頼に対する貴所の回答によれば次の事実が認められる。

- (1) 貴所は、申立人が発信しようとした〇〇〇〇〇弁護士宛の信書（以下、「本件信書」という。）につき、法127条2項本文の「必要な限度」において検査を行ったものであり、同項但書きに基づく検査をした。
- (2) 上記「必要な限度」における検査とは、名宛人と通信文が合致しているか、規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否か、を判断するための検査であり、貴所は信書の内容の一部を閲読する方法で検査した。
- (3) 本件信書について、申立人が立ち会うことなく貴所の職員が封緘した。なお、法に規定のある不服申立の場合は、職員が申立人の面前で、異物混入などがないことを示した上で封緘作業を行う。

4 当会の判断

(1) 信書の秘密が侵されない権利

ア 憲法第21条2項後段は、通信の秘密を保障する。これは憲法第13条に由来するプライバシー権に基づくものであり、さらには憲法第21条1項の表現の自由と表裏一体となって、これを実質化するものである。

イ 受刑者の通信の秘密が侵されない権利は、拘禁目的との間で一定の制約

を受けることがあるとしても、これを超える制約は許されず、十分に尊重されなければならない。

ウ 法127条1項が、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合にのみ、受刑者の発受する信書を検査することができることと検査について謙抑的に規定していることは、その現れである。

また、特に秘密が確保される必要性が高い信書については、信書の秘密が侵されない権利を尊重し、検査についてより謙抑的な規定となっている(法127条2項、法169条)。これは自己の処遇についての人権救済や不服申立て等は、特に信書内容の秘密が確保されなければ、刑事施設の職員による不利益な取扱いを怖れて、信書の発信を萎縮させる可能性があるためである。

エ 以上のとおり、信書の秘密が侵されない権利は、憲法に由来するプライバシー権に基づくもので、表現の自由を実質化するための極めて重要な権利であるから、貴所が受刑者の信書を検査する際には慎重な配慮が求められるべきである。

(2) 権利侵害性

ア 本件は、受刑者が自己に対する刑事施設の処遇に関し、当会所属の弁護士に対し信書を送付しようとしたところ、貴所に信書内容の検査を受けたことが人権侵害に該当するとして、人権救済が申立てられた事件である。

イ そこで検討するに、信書内容の検査の可否はさておき、法が自己の処遇に関して職務を遂行する弁護士との間の信書について、一般の信書とは異なる扱いを規定している(法127条1項、2項参照)ことから、法127条2項3号に該当する信書について、一般の信書と区別せずに漫然と検査を実施する等、その目的、手段・態様及び結果等から「必要な限度」(法127条2項)を超える場合には違法性を帯びるものと考えらるべきである。

ウ これを本件についてみるに、貴所は、本件信書が当会所属弁護士宛であることを認識しており、本件信書について法127条2項本文の「必要な限度」の検査として、名宛人と通信文が合致しているか、規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否かを判断するために信書

の内容の一部を閲読する方法で検査を実施したとする。

すなわち、貴所は規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否かを判断することを検査の目的に挙げている。

確かに、法129条1項は、信書の発受によって「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがある場合」(3号)、「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障が生じるおそれがあるとき」(6号)には、発受の差止め、削除又は抹消を認めている。

しかし、これらは法127条2項3号の信書に該当するか否かを確認する過程においてそれらが判明した場合の規定であって、法129条1項各号に該当するか否かを目的とする検査は容認されていない。

したがって、貴所主張の検査の目的は、法が許容する限度を超えるもので、法の規定に反するものといわざるを得ない。

エ 次に、貴所の検査の手段・態様であるが、上記のとおり法の規定する目的を超えて検査をしているため、検査の手段・態様もこれを超えるものであることが推認される。

貴所は、平成21年12月22日付で「検査においては、法第127条2項第3号に該当するかを確認するため、信書を冒頭から閲読し、名あて人と通信文が合致していることが確認できた時点で止める方法で検査を実施した。」と回答しているが、そのような態様の検査では、「規律及び秩序の維持、矯正処遇の適切な実施等に支障があるか否か」を判断することは不可能であると考えられ、目的と手段との間に齟齬が認められること、また、数度の照会後の回答であることから、同回答の信用性は著しく低いと判断せざるを得ない。

したがって、上記回答によっても、上記の推認を覆すことはできない

また、検査の際に申立人が立ち会うこともなく、申立人の立ち会わない状況で貴所の職員が封緘をしているため、貴所職員が一般の信書と検査の内容に差異を設けているか否かを、申立人ら受刑者が客観的に認識することができない。不服申立ての際には、検査及び封緘の際に、受刑者の立会いを認めているのであり、受刑者を立ち会わせる等の配慮が可能であるにも拘わらず、このような配慮がなされていないことが認められる。

オ 信書の秘密を侵されない権利が前記のとおり極めて重要な権利であること、実際に法127条2項3号に該当する信書の秘密が確保できないことを内容とする複数件の人権救済申立てが当会人権擁護委員会に係属していることも考慮すれば、貴所の検査には、軽視できない受刑者に対する萎縮効果があるといわざるを得ない。

カ 以上のような相手方の検査の目的、手段・態様等を総合考慮すれば、法127条2項が規定する「必要な限度」を超える検査が実施されたといわざるを得ず、貴所が申立人の人権を侵害する検査を実施したことが認められる。

(3) 結論

以上のとおり、申立人の当会人権擁護委員会に宛てた人権救済申立てに関する信書(平成19年9月18日消印、同月20日当会受理)について、貴所が実施した検査は法127条2項の「必要な限度」を超えるものであり、申立人の信書の秘密を侵害する不当な処置である。

したがって、貴所所長に対して、第1記載のとおり勧告する。

以上